平成２５年（フ）第１９５号
北海道旭川市永山１条11丁目２番37号　ヴィラ・ファイター202号室
債務者　澤田　圭一
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２００号
北海道旭川市春光７条５丁目５番20号　ルーエ春光11―３階H号室
債務者　大宮　　翔
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０５号
北海道旭川市神楽岡３条６丁目１番４号
債務者　美口　利紀
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０６号
北海道旭川市神楽岡３条６丁目１番４号
債務者　美口　則子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０７号
北海道旭川市豊岡６条６丁目５番７号
債務者　加藤麻里江
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０８号
北海道旭川市豊岡６条６丁目５番７号
債務者　加藤恵美子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１２号
北海道旭川市春光７条３丁目１番３号　萩岡宿舎３―47号
債務者　加藤　美幸（旧姓松田・楢木）
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１３号
北海道旭川市豊岡６条２丁目６番12号
債務者　高原　昌彦
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１４号
北海道旭川市豊岡６条２丁目６番12号
債務者　高原ひろみ
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２１５号
北海道旭川市東光14条３丁目６番18号　ドエルエンジェルA102、住民票上の住所北海道旭川市南９条通26丁目590番地の18
債務者　中井佳代子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第７３号
長崎県佐世保市折橋町54番地104　パルモ花みづきS106、開始決定時の住所長野県北安曇郡池田町大字中鵜1400番地11
破産者　見城　英雄（旧姓小林）
1　決定年月日　平成25年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４８８号
茨城県水戸市笠原町1041番地の１　ポーロニアA棟101号
破産者　新島　英二
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８２号
茨城県水戸市笠原町1564―１　ノアーズ・アークC棟102号、開始決定時の住所茨城県牛久市ひたち野東１丁目32番地６　1415号
破産者　檜山　富雄
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２１８号
茨城県つくば市松代２丁目23番地４　ノーブル野村511号
破産者　鶴見　哲也
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２５６８号
愛知県弥富市鯏浦町西前新田23番地２　パレス佐藤106
破産者　加藤　　弘
1　決定年月日　平成25年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部